

鳥取県公報

◇告示 種畜証明書の書換交付

土地改良区役員の就任届出
第一種共済掛金について
農業委員会の設置

◇告示 司法警察員として職務を行う者の指名

◇教委規則 教頭設置規則の一部改正
主事設置規則の一部改正

◇教委告示 臨時教育委員会招集
◇選管告示 農業委員会法に基づく選挙権を有する者の
二分の一の数

告 示

鳥取県告示第二百五号

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明書番号 品 種 名 前 申 請 者

昭二八島地 黒毛和種 第十五宮 岩美郡宇倍野村
第二七号 井上 栄

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
就任した旨届出があつた。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

江津土地改良区

理 事 波当根 武藏 鳥取市江津

奥山 春治

田中 喜代藏

新田 常藏

第2509号

監事 磯村重次 足立豊高

明け二才以上の馬 病傷部分の第一種共済掛金 四八〇円

成実村土地改良区 監事 牧野 濱一 西伯郡成実村大字古市 大字吉谷 大字石井 理事 戸田吉久

井坂祐安 西福原 相野包壽 米原 加藤久壽 三柳 永井友美 東福原 井上善司

昭和29年

米子市米原土地改良区

理事 小林竜一 米子市米原 戸田吉久

理事 保永重治 米子市河崎 山崎金二郎

鳥取県告示第二百七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）及び農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十四号）により、昭和二十九年四月二十七日

磯村重次 磯村重次 磯村重次 磯村重次

明け二才以上の馬 病傷部分の第一種共済掛金 四八〇円

出生後第五月の月 乳 牛 八〇円 出生後第五月の月 乳牛以外の牛 六〇円

鳥取県告示第二百八号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第二項の規定により、昭和二十九年四月一日日野郡溝口町に次のとおり農業委員会を新たに設置することを承認した。

昭和二十九年四月二十七日 鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 死傷部分の共済金額の最低額に対応する共済掛金 共済掛金の最低額 一、一三〇円 二、一三〇円

農業委員会の名称 区 域 日野郡溝口町溝口 前の溝口町の区域及び前の日光村の大字大内、添谷、福袋、大

同右 二部農業 坂、富江、大瀧、吉原の区域
委員 前の二部村の区域

鳥取県告示第百九号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第二項の規定に基き、江府町江尾農業委員会の区域を昭和二十九年四月一日から次のとおり変更することを承認した。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

日野郡江府町

従前の区域及び前の日光村大字
大河原、吉原の区域

鳥取県告示第百十号

西伯郡庄内村、名和村、光徳村、御来屋町の合併に伴い従前の各町村農業委員会は、農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第五十条第一項の規定により、昭和

二十九年四月一日西伯郡名和町の農業委員会として次のとおり存続することになった。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

西伯郡名和町庄内農業委員会

前の庄内村の区域

同 名和農業委員会

前の名和村の区域

同 光徳農業委員会

前の光徳村の区域

同 御来屋農業委員会

前の御来屋町の区域

鳥取県告示第百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定により、司法警察員として職務を行う者を昭和二十九年四月二十日次のとおり指名した。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏 名

職 名

勤務所

備 考

田中 時一

技師

水産課

準丸臨時船長
漁業監督吏員

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第三号

教頭設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

教育委員会規則

2509号

鳥取県告示第百十号

西伯郡庄内村、名和村、光徳村、御来屋町の合併に伴い従前の各町村農業委員会は、農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第五十条第一項の規定により、昭和

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

氏 名

職 名

勤務所

備 考

田中 時一

技師

水産課

準丸臨時船長
漁業監督吏員

教育委員会規則

教頭設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第二号

教頭設置規則の一部を改正する規則

教頭設置規則（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校舎主任又は主事を置いている学校」を「主事を置いている学校」に、「校舎主任又は主事」を「主事」に改める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

2 校舎主任設置規則（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第三号）は廃止する。

主事設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第三号

主事設置規則の一部を改正する規則

主事設置規則（昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 主事は、前項の任務を遂行するため、教頭と連絡を密にしなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第百二十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県公報

- 一 日時 四月二十七日 午前十一時
- 一 場所 教育委員会々議室
- 一 議題 小中学校学級数調査について
- その他

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

農業委員会法第三十二条第二項において準用する同法第十四条第五項の規定による各選挙区において選挙権を有する者の二分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

昭和二十九年四月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

第一選挙区において選挙権を有する者の二分の一の数は

第二選挙区” 三五、一〇四人

第三選挙区” 二八、八八一人

三四、八三三人

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五